

議案提出について

議案「マイナンバー制度導入の中止を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成27年7月3日

金沢市議会議長 福田太郎様

提出者

金沢市議会議員 大桑初枝
〃 広田美代
〃 森尾嘉昭

議会議案第1号

マイナンバー制度導入の中止を求める意見書

日本に住民登録を行っている全ての国民と外国人に生涯不変の12桁の番号を付番し、社会保障や税などの個人情報を国が一元的に管理するマイナンバー制度に対し、不安の声が広がっている。さらに今国会で、その適用範囲をより秘匿性の高い預金口座や特定健診の結果にまで広げるマイナンバー法改正案が審議されている。

既にこうした番号制度を導入している韓国やアメリカにおいて、個人情報の大量流出や不正使用が後を絶たないことや、日本年金機構が保有している最大125万件にも及ぶ個人情報が外部に流出したことは、いくら強固な情報セキュリティーシステムを構築しても、日々進化するサイバー攻撃などから個人情報を守ることはできないことを示している。

よって、国におかれては、マイナンバー制度の適用範囲を拡大し、国民の個人情報をより危険にさらすマイナンバー法改正案を取り下げるとともに、マイナンバー制度の導入を中止するよう強く求める。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「雇用の安定を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成27年7月3日

金沢市議会議長 福田太郎様

提出者

金沢市議会議員	松井 隆枝
//	桑田 初代
//	大廣 美徹
//	麦田 由起子
//	山本 嘉昭
//	森尾 利雄
中	西 雄

議会議案第2号

雇用の安定を求める意見書

働くことは生活の糧を得るだけでなく、生きがいであり、自己実現を図るために重要な手段であるとともに、憲法に保障された国民の権利であることから、雇用を安定させることは、国の重大な責務である。

しかしながら、国は、二度にわたって廃案となった労働者派遣法の改正を強行しようとしているが、同法案は、派遣労働者の待遇改善に結びつく実効性ある措置を盛り込まないまま、派遣労働者の受け入れ期間の制限を事実上撤廃するものである。これでは、正社員が減少し、雇用が不安定で低賃金の派遣労働者の増大が危惧され、労働法制の改悪と言わざるを得ない。

また、国は労働基準法の改正によって、合法的に労働時間の基本的保護をなくして過重な長時間労働を課す高度プロフェッショナル制度の導入を目指している。これは、事実上の残業代ゼロ制度であり、昨年制定した過労死等防止対策推進法をほごにする過労死促進法と言っても過言ではない。

その上、解雇の金銭解決制度が導入されれば、裁判で不当な解雇と判断され、労働者が職場復帰を希望しても職場に戻れなくなってしまう懸念がある。

よって、国におかれでは、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 生涯派遣で働くを得ない若者をふやしかねない労働者派遣法の改正、過重な長時間労働と過労死を招きかねない労働基準法の改正、お金さえ払えば不当解雇できるとも解される解雇の金銭解決制度の導入など、労働法制の改悪を行うのではなく、雇用の安定を図る施策を進めること。
 - 正社員と派遣労働との待遇格差を是正するため、同一労働同一賃金を推進すること。
 - 過労死等防止対策推進法に基づき、過労死防止施策を総合的に推進すること。
 - 労働時間の上限規制など、長時間労働是正のための実効性ある対策を導入すること。
- ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「安全保障法制の慎重審議を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成27年7月3日

金沢市議会議長 福田太郎様

提出者

金沢市議会議員 松井 隆
〃 麦田 徹
〃 山本 由起子
〃 中西 利雄

議会議案第3号

安全保障法制の慎重審議を求める意見書

国は長年にわたり「憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべき」として、集団的自衛権の行使や他国軍の武力行使との一体化を憲法違反としてきたが、平成26年の閣議決定でこの解釈を変更し、国際平和支援法案と平和安全法制整備法案の2つの法案の成立を目指すに至っている。

しかし、憲法審査会において参考人となった憲法学者の3人全員が明確に違憲であるとの見解を表明したことは、極めて重い事実である。また、国民の意見は、各種の世論調査に見られるように集団的自衛権の行使に反対する意見が過半数を占めるとともに、国の説明が足りないと回答が8割近くに上るなど否定的な意見が大多数を占めている。

よって、国におかれでは、今国会における採決を行わないことを求めるとともに、広く国民的議論を保障しながら、慎重かつ丁寧に進めるよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「選挙権年齢の引き下げに伴う適正な主権者教育に関する意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成27年7月3日

金沢市議会議長 福田太郎様

提出者

金沢市議会議員	前 誠	一誠
〃	高 勝	人 人
〃	高 正	彦 規
〃	野 邦	和 誠
〃	清 和	
〃	黒 沢	
〃	小 林	

議会議案第4号

選挙権年齢の引き下げに伴う適正な主権者教育に関する意見書

選挙権年齢を「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げる改正公職選挙法が成立し、早ければ来年夏の参議院議員選挙から高校3年生の一部を含むおよそ240万人の若者が新たな有権者となる。

世界では9割近くの国が18歳選挙権を認めており、我が国においても政治や地域社会について、未来を担う若者が主体的に考える契機になると大いに期待するが、若者の政治への関心を高めるため、学校教育において政治の仕組みや選挙の意義を教えるだけでなく、模擬投票の実施などを通した主権者教育に力を入れていくことが重要である。

しかしその一方で、教育課程において、学生が偏った政治思想や政治活動に影響されるのではないかとの懸念があることから、教育現場での政治的中立性の確保が大きな課題となっている。

よって、国におかれでは、政治への参加意識と主権者としての意識を高めるための教育を推進するとともに、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」と定めた教育基本法の趣旨に鑑み、適正な主権者教育が行われるよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「小型無人機（ドローン）の適正かつ有効な活用を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成27年7月3日

金沢市議会議長 福田太郎様

提出者

金沢市議会議員	前 誠	一 誠
〃	高 勝	誠 人
〃	高 正	人 彦
〃	野 邦	規
〃	清 和	子
〃	黒 由	起
〃	水 林	山 誠
〃	沢 本	小 野
〃	本 仁	角 恵
〃	林 由	美 子
〃	野 誠	

議会議案第5号

小型無人機（ドローン）の適正かつ有効な活用を求める意見書

内閣総理大臣官邸屋上で小型無人機（ドローン）が見つかり、容疑者が逮捕された事件を受けて、再発防止が急務であるとして、議員立法による飛行規制法案が国会に提出され、また国土交通省で航空法の改正が検討されるなど、ドローンの規制に関する議論が加速している。

規制案は、国會議事堂、最高裁判所、大使館など対象とされた施設と敷地の上空でドローンを無断で飛行させた者への罰則規定を設けるなど、テロへの対策を含めて国家の中核施設周辺での飛行を禁じるものである。しかし、報道や学術といった正当な業務とテロなどの違法行為を一律に考えていること、取材・報道活動に配慮した規定がなく、災害や重大事件発生時に国民の情報アクセスの妨げになるおそれがあること、先行して法規制を行っているアメリカでは、国家の主要施設以外にも、飛行する高さや条件などが細かく設定されていることなど、問題点を指摘する意見がある。

一方、ことし5月に開催された企業向けの第1回国際ドローン展において、さまざまな業務用ドローンと、ドローンを利用した警備サービス等が紹介され、有用な利用を目指す動きも活発になっており、有用性や将来性を安全・安心な国づくりへ生かすため、産業分野で活用されるように導いていくことも重要である。

よって、国におかれでは、ドローンに対する規制のみを議論するのではなく、新たなインフラとして適正かつ有効な活用が図られるよう、その可能性と問題点について十分な議論を尽くすことを強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「日本版C C R C構想に関する意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成27年7月3日

金沢市議会議長 福田太郎様

提出者

金沢市議会議員	前高	誠一
〃	高	誠人
〃	高	彦
〃	野	規
〃	清	和
〃	黒	由
〃	水	起
〃	澤	子
〃	本	誠
〃	山	林
〃	小	野
〃	角	惠美子

議会議案第6号

日本版C C R C構想に関する意見書

東京圏では、今後10年で高齢化が急速に進み、これに対応した医療介護サービスや人材の確保が困難な状況となっており、将来、必要な介護を受けられない介護難民が大量に発生するおそれがある。

日本版C C R C構想は、東京圏を初めとする高齢者が、健康な段階から地方へ移り住んでコミュニティーを形成し、積極的に就労や社会活動、生涯学習に参画することにより、健康で活動的な生活を送るとともに、地方の活性化にも資することを目指すものである。この構想は、東京圏から地方への人の流れをつくる取り組みとして注目され、地方版総合戦略に盛り込む地方自治体があるなど、導入に向けた機運が高まっている。

一方で、地方における高齢者の移住は、医療保険や介護保険の財政負担だけでなく、労働力人口の不足する地方にさらなる負担を強いることとなり、ひいては医療・介護サービスの低下を招くことが懸念されている。

よって、国におかれては、日本版C C R C構想を具現化するため、高齢者の移住相談窓口の開設や情報提供だけでなく、構想を積極的に推進する地方自治体に対する継続的な財政支援策を新たに創設するほか、地方の労働力人口をふやす取り組みを積極的に支援するなど、地方に新たな負担を強いることのないよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「少人数学級の推進と教育予算の拡充を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成27年7月3日

金沢市議会議長 福田太郎様

提出者

金沢市議会議員	松井 隆
〃	大桑 初枝
〃	広田 美代
〃	麦田 徹
〃	山本 由起子
〃	森尾 嘉昭
〃	中原 利雄

議会議案第7号

少人数学級の推進と教育予算の拡充を求める意見書

未来を担う子どもたちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、全ての国民の願いである。現在、全国で小学校1、2年生の35人以下学級が実施されたことで、子どもたちの学習意欲の向上、不登校の出現率が減少するなどの効果があらわれている。

学校現場は、いじめや不登校など生徒指導上の課題が深刻化しているほか、特別支援教育の充実やアクティブ・ラーニングの導入など対応しなければならない教育課題が増加するなど、取り巻く環境はこれまで以上に複雑化している。

よって、国におかれでは、このような現場の課題に対応し、一人一人の子どもに丁寧にかかるため、O E C D加盟国の平均並みの学級規模を目指した少人数学級をさらに推進するために必要な教職員数を確保するとともに、教育の機会均等と水準の維持向上のため教育予算の拡充を図るよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成27年7月3日

金沢市議会議長 福田太郎様

提出者

金沢市議会議員	誠一	誠人	彦規	一誠
前高	勝正	岩本	和由	彦起子
高野	邦和	水沢	本林	誠
清黒	由起	本山	小角	惠美子
水沢	誠	本林	小角	
黒山		本山	小角	
本山		小角	惠美子	
小角				

議会議案第8号

地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の制定を受けて、財政基盤の強化や財政運営について具体的な国保の改革作業が始まるが、国と地方の協議により、地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しなどが今後の検討課題とされたところである。

一方、多くの自治体では、地方単独事業として子ども等に係る医療費の助成制度を実施しているが、国の平成26年度最終補正予算を活用して対象年齢の引き上げや事業内容を拡充するなど、地方創生の観点から人口減少問題に正面から取り組んでいる。

よって、国におかれては、下記の事項について早急に検討を実施するよう強く要望する。

記

- 1 地方創生への取り組みが進む中、地方単独事業による子ども等に係る医療費助成と国保の国庫負担の減額調整措置のあり方について、検討の場を設け、結論を出すこと。
- 2 検討に当たっては、少子高齢化が進行する中、地方創生、子育て支援、地域包括ケア等の幅広い、かつ実効性ある施策を進める必要性を観点とした子ども等に係る医療の支援策を総合的に検討すること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「認知症への取り組みの充実強化に関する意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成27年7月3日

金沢市議会議長 福田太郎様

提 出 者
金沢市議会議員
前高高野清黒山小角
岩本水沢本林野
誠 勝正邦和由起 恵美子 誠

議會議案第9号

認知症への取り組みの充実強化に関する意見書

平成27年3月に開催されたWHO認知症閣僚級会議では、各国が認知症対策をより高位の政策に位置づけるべきとの考えが確認された。

我が国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年に認知症高齢者数が約700万人に達すると推計されており、日本の取り組みが注目されているところである。こうした中、政府は、認知症対策を国家的課題として位置づけて、認知症の方々が住みなれた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）を策定した。今後の認知症高齢者の増加に鑑み、認知症への理解の一層の促進、予防・治療法の確立、当事者や家族の生活を支える体制の整備など、総合的な取り組みが求められるところである。

よって、国におかれでは、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 認知症の方の尊厳、意思、プライバシー等が尊重される社会の構築を目指して学校教育などにより認知症への理解を一層促進するとともに、認知症の予防・治療法の確立など認知症に対する総合的な施策について具体的な計画を策定することを定めた認知症の人と家族を支えるための基本法（仮称）を早期に制定すること。
 - 2 認知症に見られる不安、抑鬱、妄想など心理行動症状の発症・悪化を防ぐために訪問型の医療や看護サービスなどを地域包括ケアシステムの中に適切に組み入れて、普及促進を図ること。
 - 3 家族介護、老老介護、独居認知症高齢者など、より配慮を要する方に対し、自治体などが取り組んでいるサービスの好事例（サロン設置、買物弱者への支援等）を広く周知すること。
 - 4 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の効果を見きわめるため、当事者や介護者の視点を入れた点検・評価を適切に行い、その結果を施策に反映させること。
ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。